

## ◆◆ 田尻司法書士事務所通信 ◆◆

( 2011年11月号 VOL. 10 )

### 「 - 抹消書類、紛失の場合の対応 - 」

(根) 抵当権抹消登記に必要な書類の1つ、設定時の登記識別情報・登記済証の再発行は、認められていません。しかし、紛失しても抹消できないというわけではありません。代替手段として主に次の2つの方法があります。

#### ① 事前通知制度の利用

設定時の登記識別情報・登記済証を添付せずに登記を申請する。

委任状には実印で押印。印鑑証明書を添付。

→ 後日、法務局より通知書（登記申請の内容が真実かどうかを問い合わせるもの）が担保権者の住所（本店）宛に郵送される

→ 法務局に対して、真実である旨の申出を2週間以内にする

#### ② 資格者代理人（司法書士等）による本人確認情報の提供

司法書士が、銀行の担当者（業務権限証明書により権限を有するとされた方）と面談し、本人確認情報を作成、これを代替の添付書面として登記を申請する。

委任状には実印で押印。印鑑証明書を添付。

※ 業務権限証明書の見本は、別紙のとおりです。

今月の一言  
by 平井

登記識別情報・登記済証を紛失された場合は、手続きが非常に煩雑になります。そうなる前に、お手続きを済ませましょう。いつでもご相談下さい。

## \*\*\* 田尻司法書士事務所 \*\*\*

「謄本取得のご依頼にも、迅速に対応いたします」

不動産登記・相続・遺言・会社法人登記・成年後見・

裁判所提出書類作成・簡裁代理

京都市西京区山田四ノ坪町1番地6（**西京区役所西入すぐ**）

TEL : 075-393-1550

FAX : 075-393-1568

『 事務所メインURL : <http://ts-shihoushoshi.com/> 』

『 相続・遺言専門URL : <http://ts-yuigon-souzoku.com/> 』

代表 司法書士 田尻世津子

司法書士 新川 元貴（行政書士、AFP）

司法書士 平井 亘

スタッフ 野崎、森、吉岡